

入港料の減免指針

川崎市入港料条例第5条及び同施行規則第4条第1項第6号に定める入港料の減免規定の運用を明確化するために次のとおり減免指針を定める。ただし、別に定めるものを除く。

1 入港料を免除できる場合

- (1) 本市が港湾振興対策上、寄港を要請した船舶が入港したとき。
- (2) 傷病人の手当等のため緊急に船舶が入港したとき。
- (3) 建造途中の船舶が入港したとき。
- (4) 防災訓練に参加する船舶が入港したとき。
- (5) 液化天然ガスを燃料とする船舶（液化天然ガスを運搬する船舶は除く。）又は液化天然ガスを燃料とする船舶に燃料として液化天然ガスを海上において供給するための設備を有する船舶が入港したとき。

なお、「液化天然ガスを燃料とする船舶」には、液化天然ガス及び低硫黄燃料油を燃料とするデュアルフューエルエンジンで運航可能な船舶並びに当該船舶又は液化天然ガスを燃料とする船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（推進機関及び帆装を有しないものを含む。）を含む。

2 再入港にかかる入港料を免除できる場合

川崎港に入港した船舶が川崎港内の錨地を確保できない理由により、やむを得ず川崎港外に出港し、荷役など何ら作業することなく、他港（錨地を除く。）に入港せずに、再入港したとき。

附 則

この指針は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年3月12日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、1（5）の規定については、令和8年3月31日までその効力を有する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、1（5）の規定については、令和13年3月31日までその効力を有する。